

出産に関することについてお伺いします

問6 あなたの出産予定月はいつですか。(一枠に数字は一字。)

		月
--	--	---

問7 あなたは、今までに**子ども**を出産したことがありますか。ある場合は、今度のお子さんは何人目になりますか。(一枠に数字は一字。)

1. 初めての**妊娠出産(予定)** 2. 今までに出産したことがある

--	--

 人目

問8 現在、あなたが理想とする子どもの数は何人ですか。当てはまる番号1つに○をつけてください

- | | | |
|------------|---------|--------------------|
| 1. 0人 | 2. 1人 | 3. 2人 |
| 4. 3人 | 5. 4人以上 | 6. 希望する性別の子が生まれるまで |
| 7. 特に理想はない | | |

問9 あなたは、お子さんをどちらにある医療機関で出産する予定ですか。当てはまる番号1つに○をつけてください

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 和光市内 | |
| 2. 和光市以外の埼玉県内 [区・市町村名:] |] |
| 3. 埼玉県外 [都道府県等名:] |] |
| 4. その他 [具体的に:] |] |

問 9-1 その理由を具体的にお書きください。

(例:「帰省先だから」「希望する医療機関があったから」)

◎その理由: []

問10 あなたの妊娠や出産について困ったことはありますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 妊婦同士の交流の場が身近にないこと | |
| 2. 妊娠・出産について情報や知識が入手しにくいこと | |
| 3. 妊娠・出産についての相談相手が身近にいないこと | |
| 4. 上の子どもを見てくれる人がいないこと | |
| 5. 出産 ・家事・育児の協力者がいないこと | |
| 6. 医療機関の情報が入手しにくいこと | |
| 7. 健診・ 出産 費用の負担が大きいこと | |
| 8. 妊娠・出産 について職場の理解が得られないこと | |
| ⊗9. 特にない | |
| ⊗10. その他 [具体的に:] |] |

問11 出産やその後の育児に関して不安感や負担感を感じる場合がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 非常に不安や負担を感じる | 2. 何となく不安や負担を感じる |
| 3. あまり不安や負担は感じない | 4. まったく感じない |
| 5. なんともいえない | |

問12 ~~出産~~育児に関して、日頃悩んでいること、また気になることはどのようなことですか。当てはまる番号3つまで○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 病気や発育・発達に関すること |
| 2. 食事や栄養に関すること |
| 3. 育児の方法がよくわからないこと |
| 4. 話し相手や相談相手がいらないこと |
| 5. 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと |
| 6. 出産 育児に関して配偶者・パートナーの協力が少ないこと |
| 7. 出産 育児に関して配偶者・パートナーと意見が合わないこと |
| 8. 自分の 育児 について、親族・近隣の人・職場などの周りの見目が気になること |
| 9. 配偶者・パートナー以外に 育児 を手伝ってくれる人がいないこと |
| 10. 育児 に関して地域のサービスの内容や利用・申込み方法がよくわからないこと |
| 11. その他 [具体的に：] |
| 12. 特にない |

問13 あなたには出産~~から~~や子育て~~まで~~に関する不安や悩みを誰に相談しますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1. 配偶者・パートナー | 2. 父母等の家族・ 親族 |
| 3. 友人や知人 | 4. 近所の人 |
| 5. 子育て 世代包括支援センター （母子保健マネージャー・子育て支援ケアマネージャー） | |
| 6. NPO | 7. 保健所・保健センター・ 市役所母子保健担当 |
| 8. 助産師や看護師 | 9. 保育士 |
| 10. 幼稚園教諭 | 11. 民生委員・児童委員 |
| 12. かかりつけの医師 | 13. 和光市の子育て関連担当窓口 |
| 14. インターネット | |
| 15. その他 [具体的に：] | |

就労についてうかがいます

問15

問19 あなたの現在の就労形態、就労の有無などはつぎのどれですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

※ 問1519～問1620-3 までの「フルタイム」とは、「1週5日程度・1日8時間程度の就労」を、「パート・アルバイト」とは上記以外を指します

- | | | |
|---------------------------------|---|---------|
| 1. フルタイムで就労している（産休中でない） | } | 問1519-1 |
| 2. フルタイムで就労している（産休中である） | | |
| 3. パート・アルバイト等で就労している（産休中でない） | | |
| 4. パート・アルバイト等で就労している（産休中である） | | |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない | } | 問1620へ |
| 6. これまで就労したことがない | | |
| 7. その他（例：病気休業中など）[具体的に： _____] | | |

問1519-1 問19で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休中の方は休業に入る前の状況についてお答えください。(口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週当たり	<input type="text"/>	日	1日当たり	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時間
-------	----------------------	---	-------	----------------------	----------------------	----

問1519-2 問19で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時間と帰宅時間をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は必ず（例：08時～18時のように、24時間制でお答えください。）

1時間未満の端数がある場合、「家を出る時間」は切り捨てて、「帰宅時間」は切り上げてお答えください。(例：家を出る時間が8時30分⇒08時、帰宅時間が午後6時15分⇒19時)
(口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

家を出る時間	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時	帰宅時間	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時
--------	----------------------	----------------------	---	------	----------------------	----------------------	---

問1519-3 問19で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。通勤手段として電車を利用していますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。利用している場合は、自宅を出てから、最初に利用する駅を[]内に記入してください。

1. 利用している	2. 利用していない
(利用駅： _____)	()

配偶者やパートナーのお仕事についてうかがいます

問16

問20 **配偶者や**パートナーはどのようなお仕事をしていますか。当てはまる番号の1つに○をつけてください。【パートナーの方がいない場合、記入は不要です】

- | | | |
|---------------------------|---|-----------------|
| 1. フルタイムで就労している | } | 問1620-1へ |
| 2. パート・アルバイト等で就労している | | |
| 3. 以前は就労していたが、現在は就労していない | } | 問1721へ |
| 4. これまで就労したことがない | | |
| 5. その他（例：病気休業中など）[具体的に：] | | |

問1620-1 問20で「1.～2.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週当たり 日 1日当たり 時間

問1620-2 問1620で「1.～2.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時間と帰宅時間をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は必ず(例：08時～18時のように、24時間制でお答えください。)
1時間未満の端数がある場合、「家を出る時間」は切り捨て、「帰宅時間」は切り上げてお答えください。(例：家を出る時間が8時30分⇒08時、帰宅時間が午後6時15分⇒19時)
(口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

家を出る時間 時 帰宅時間 時

問1620-3 問20で「1.～2.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。通勤手段として電車を利用していますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。
利用している場合は、自宅を出てから、最初に利用する駅を[]内に1つ記入してください。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 利用している | 2. 利用していない |
| [利用駅：] | |

あなたの職場の状況についてうかがいます

問17

問21 お仕事をされている方に伺います。妊娠後、勤務時間の短縮や、フレックス勤務をしていますか(していましたか)。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

~~問19~~

問22 あなたの職場には、育児休業制度がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. ある	2. ない	3. 知らない
-------	-------	---------

~~問19~~

問23 あなたは、育児休業をとりたいと思いますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. とりたい → 問 #923-1 へ
2. とりたくない
3. とれない
4. わからない
5. その他 [具体的に： _____]

問 #923-1 問 #923 で「1. とりたい」に○をつけた方にうかがいます。どのくらいの期間、育児休業をとりたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけ、該当する口内には数字をご記入ください。(一枠に数字は一字。)

1. 出産後から	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	か月
2. わからない						

~~問20~~

問24 仕事を持っている女性が妊娠・出産や子育てと仕事の両立を図りやすくするために、企業に普及してもらいたいと思うことは、どのようなことですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 産前産後の休暇が十分に取得できること
2. 育児のために、就業時間をある程度希望する時間帯に動かすことができること
3. 育児のために、必要な期間、就業時間を短縮できること
4. 育児休業を取得できること
5. 男性も育児休業を取れるようにすること
6. 子どもが病期やけがの時などに休暇がとれること
7. 企業内に保育園を設けること
8. 育児のために、自宅で仕事ができること
9. 出産・育児のために会社を辞めた人を再雇用すること
10. わからない
11. その他〔具体的に：]

~~問21~~

問25 あなたは、仕事と家庭生活のバランスに満足していますか。お気持ちに当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | | |
|-------|---------|---------|-------|
| 1. 満足 | 2. やや満足 | 4. やや不満 | 5. 不満 |
|-------|---------|---------|-------|

~~問22~~

問26 あなたは今回の妊娠を機に仕事をやめましたか。または、出産後に退職を考えていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. はい → **問 26-1** へ
2. いいえ → **問 26-3** へ

問~~22~~26-1 問 26 で「はい」に○をつけた方にうかがいます。その理由として、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの預け先の問題
2. 仕事上の問題
3. 自分の問題
4. 産後の育児や仕事に対する親族などからのサポートの問題
5. 妊娠・出産にまつわる健康上の理由から
6. 子育てに専念したかったから
7. その他〔具体的に：]

問 2226-2 今後、仕事につきたいと思いますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）
2. 子どもが <input type="text"/> <input type="text"/> 歳になったころに就労したい
3. 出産後1年以内に就労したい
→希望する就労形態
ア. フルタイム
イ. パートタイム、アルバイト等
→1週当たり <input type="text"/> 日 1日当たり <input type="text"/> <input type="text"/> 時間

問 2226-3 問 26 で「いいえ」に○をつけた方にうかがいます。出産後も仕事を続ける理由または続けたいと思う理由は何ですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 自分のキャリアのため
2. 経済的に働かなければならないため
3. その他〔具体的に： <input type="text"/> 〕

保育園・幼稚園等についてうかがいます

~~問23~~

問27 あなたは、出産したお子さんを保育園や幼稚園などに通わせたいと考えていますか。

1. 通わせたい	→ 問 2327-1 へ
2. 通わせるつもりはない	→ 問 2428 へ
3. まだ分からない	→ 問 2529 へ

問 2327-1 問 2327 で「1. 通わせたい」に○をした方に伺います。お子さんの子どもが「(1)いくつになったら」、「(2)どこに」通わせたいと考えていますか。(1)は具体的な数字を記入し、(2)はあてはまる番号1つに○をしてください

(1)いくつになったら

<input type="text"/>	才	<input type="text"/>	<input type="text"/>	か月
----------------------	---	----------------------	----------------------	----

(2)どこに ※なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。各事業の利用者負担については、別紙「妊婦調査票参考資料」1ページ～34ページを参照してください。

- | | |
|---|---|
| 1. 幼稚園
(通常の就園時間の利用) | 2. 幼稚園の預かり保育
(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) |
| 3. 認可保育所
(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの) | 4. 認定こども園
(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設) |
| 5. 小規模な保育施設
(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6～19人のもの) | 6. 家庭的保育
(保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業) |
| 7. 事業所内保育施設
(企業が主に従業員用に運営する施設) | 8. 家庭保育室
(家庭を基盤とした環境で乳幼児の保育を行っている施設。市が指定し、乳幼児の保育を委託している) |
| 9. その他の認可外の保育施設 | 10. 居宅訪問型保育
(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業) |
| 11. ファミリー・サポート・センター
(地域住民が子どもを預かる事業) | 12. 一時保育の非定型利用
(保護者の労働、職業訓練等を条件に週3日まで、一時保育室で子どもを預かる事業) |
| 13. その他 [具体的に：] | |

問 27-2 問 27 で「1. 通わせたい」に○をした方に伺います。お子さんを保育園や幼稚園などに通わせたいと思う理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をしてください。

- | | |
|------------------------------------|--|
| 1. 子どもの教育や発達のため | |
| 2. 子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している | |
| 3. 子育て(教育を含む)をしている方が就労予定がある/求職中である | |
| 4. 子育て(教育を含む)をしている方が家族・親族などを介護している | |
| 5. 子育て(教育を含む)をしている方が病気や障害がある | |
| 6. 子育て(教育を含む)をしている方が学生である | |
| 7. その他 [具体的に：] | |

問28 あなたは、保育園や幼稚園などの利用の他にどのような事業を利用したいですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。各事業の内容については、別紙「妊婦調査票参考資料」~~3~~**4** ~~4~~**4**ページ～6ページを参照してください。

1. プレパパママ教室（両親学級）・**新米ママ学級・赤ちゃん学級**
2. 子どもの発育・発達相談・乳児相談
3. 保育園や幼稚園の**遊あそぼう会等**（園庭開放・相談等）
4. 児童センター~~（館）~~・**児童館**
5. **子育て世代包括支援センター**（子育ての総合相談窓口）
6. 学童クラブ（学童保育）
7. 病児・病後児保育
8. **育児支援家庭訪問事業ショートステイ**
9. **家庭児童相談室デイケア**
10. **養育支援訪問（看護型）**
11. **養育支援訪問型（ヘルパー型）**
12. **栄養マネジメント**
13. **家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート事業）**
14. **パパ・ママ応援ショップ優待カード**
15. 救急電話相談（#7119）
16. ~~週に2、3日だけ子どもを預かるような一時預かり保育~~
~~（親の病気や育児リフレッシュ、冠婚葬祭など）~~
17. ~~夜も預かる~~夜間保育
18. ~~日曜・祝日も預かる~~休日保育
19. **ファミリー・サポート・センター、緊急サポート事業**
20. **多子世帯応援クーポン（3キュー子育てチケット）**
21. 特にない
22. その他〔具体的に： _____ 〕

★上記のうち知っているものの番号を記入してください（ _____ ）

出産・子育てに関して和光市に期待することについてうかがいます。

~~問25~~

問29 和光市は、総合的にみて、子育てしやすいところだと思いますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|------------|----------|
| 1. 子育てしやすい | 2. ふつう |
| 3. 子育てしにくい | 4. わからない |

問26

問30 あなたが、外出の際にあれば良いと思うことは何ですか。ご自由にご記入ください。

問27

問31 和光市に住み続けたいと思いますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 今後とも住み続けたい	2. 当面は住むつもり
3. できれば転居したい	4. 転居の予定がある
5. 先のことはわからない	6. その他 [具体的に：]

問28

問32 和光市に対して、今後どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい
2. 子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい
3. 子育てに困ったときに相談したり情報が得られる場所を作って欲しい
4. “子育ては楽しい” を積極的に広報・啓発して欲しい
5. 保育園を増やして欲しい
6. 幼稚園を増やして欲しい
7. 認定こども園をつくって欲しい
8. 子どもたちの居場所、活動拠点の整備をして欲しい
9. 地域で同世代・異世代が交流する機会を拡充して欲しい
10. 仕事をしていなくても誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい
11. 安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい
12. 多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい
13. 残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい（仕事と生活の調和の実現）
14. 子ども・子育てにかかわる地域活動へ、父親など男性の参加を促進して欲しい
15. 福祉ボランティア活動など市民への参画を推進して欲しい
16. ファミリー・サポート・センターの活動を充実して欲しい
17. 子育てについて学べる機会を作って欲しい
18. その他 [具体的に：]

問29

問33 最後にこれからの子育て支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

——ご協力ありがとうございました——

**和光市子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート調査
妊婦調査票 参考資料**

各種教育・保育事業利用料

【問 27 関係】 3. 認可保育所 5. 小規模な保育施設

1. 和光市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表（保育園・小規模保育事業所）

(単位 円)

階層	区 分 定 義		保育標準時間：利用者負担額(月額)		
			3才未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯		0	0	
2	市町村民税所得割額が0円の世帯		7,200	4,800	
3	第1階層及び第2階層に該当する世帯を除き市町村民税の所得額が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額 48,600円未満	15,600	13,200	
4		市町村民税所得割額 97,000円未満	24,000	21,600	
5		市町村民税所得割額 133,000円未満	32,040	29,880	
6		市町村民税所得割額 169,000円未満	35,600	33,200	
7		市町村民税所得割額 235,000円未満	43,920	36,000	35,000
8		市町村民税所得割額 301,000円未満	48,800	45,000	35,000
9		市町村民税所得割額 349,000円未満	57,600	45,000	35,000
10		市町村民税所得割額 397,000円未満	64,000	45,000	35,000
11		市町村民税所得割額 397,000円以上	83,200	45,000	35,000

※ この表の年齢は、当該年度の4月1日現在の満年齢によります。

※ 4月から8月までの保育料は、保育を利用する年度の前年度の市町村民税所得割額により、9月から3月までの保育料は、保育を利用する年度の市町村民税所得割額により決定します。

2. 利用者負担額（保育料）の減免制度について

(1) 多子世帯の減免

対象者	幼稚園（文部科学省の認可を受けている施設に限る）・特別支援学校の幼稚部・医療型発達支援施設等、または保育所・小規模保育事業所に通園している兄・姉がいる
減免額	幼稚園・保育所・小規模保育事業所利用児童で、対象者から数えて 第2子：半額 第3子：無料

(2) 多子世帯で市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯の減免

対象者		<ul style="list-style-type: none"> 保護者の市民税所得割額の合算が 57,700 円未満の世帯 保育所・小規模保育事業所等を利用している児童に兄・姉（年齢制限なし。ただし生計を一にしている者に限る）がいる 	
		減免後の保育料	
		第2子（兄・姉を含め）	第3子（兄・姉を含め）
第2階層	市民税が非課税又は市民税所得割額が非課税（均等割のみ）の世帯	保育料 0円	保育料 0円
第3階層	市民税所得割額が 48,600 円未満の世帯	月額保育料の半額	
第4階層	市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯		

(3) 要保護世帯等の減免

対象者		<ul style="list-style-type: none"> 保護者の市民税所得割額の合算が 77,101 円未満の世帯 いかのいずれかの世帯に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①配偶者のいない世帯で、現に児童を扶養している ②身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障害者基礎年金の受給者（在宅の者に限る） ③その他要保護世帯等に準ずる程度に困窮していると認められる世帯 保育所・小規模保育事業所等を利用している児童に兄・姉（年齢制限なし。ただし生計を一にしている者に限る）がいる 	
		減免後の保育料	
		第1子（兄・姉を含め）	第2子・第3子（兄・姉を含め）
第2階層	市民税が非課税又は市民税所得割額が非課税（均等割のみ）の世帯	月額 0円	保育料 0円
第3階層	市民税所得割額が 48,600 円未満の世帯	2号認定（満3歳以上） 月額 6,000 円	
		3号認定（満3歳以上） 月額 9,000 円	
第4階層	市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯	2号認定（満3歳以上） 月額 6,000 円	
		3号認定（満3歳以上） 月額 9,000 円	

【問 27 関係】 1. 幼稚園 8. 家庭保育室 11. ファミリー・サポート・センター
12. 一時保育の非定型利用

幼稚園

【市内幼稚園保育料の一例】

満3歳児・3歳児		4歳児		5歳児	
入園料	保育料	入園料	保育料	入園料	保育料
	月額		月額		月額
65,000	24,500	25,000	23,000	15,000	23,000
～	～	～	～	～	～
85,000	26,500	68,000	25,000	80,000	25,000

※入園料・保育料の他に諸経費（バス代、制服、冷暖房費、給食、父母会費、など）が別途かかる場合があります。

※幼稚園の預かり保育については、実施の有無や料金は園によって様々です。

※満3歳～5歳児を私立幼稚園に就園させている保護者に対して、就園奨励費や入園料補助金、保育料補助金を支給する制度があります。支給の金額は市町村民税課税額や世帯にいる幼稚園児の数、扶養人数などで変わります。

家庭保育室

市内には1箇所の家庭保育室があります。

基本保育時間や保育日数、保育料等は施設が定めます。

【保育料の一例】

週5日、基本保育時間（10時間）預けた場合	50,000円
-----------------------	---------

※上記以外に、入園金、昼食代、おやつ代、0歳衛生費、施設費、保険料などの費用が、別途かかる場合があります。

※市では家庭保育室保育料助成を実施しており、世帯の所得税額あるいは市町村民税額によって、**2,000～25,000円の助成金**が家庭保育室に支払われ、保護者の方には助成金額を差し引いた保育料を家庭保育室にお支払いいただいております。助成を受けるには所定の手続きが必要です。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を提供できる人（協力会員）が事前に活動内容を話し合い、援助活動を行う、有償のボランティア活動です。

依頼会員が協力会員に支払う報酬（30分ごとの報酬額）

平日（月～金）	土・日曜日、祝日	年末・年始
7:00～19:00まで	終日420円	終日450円
平日の上記以外の時間		
360円		
420円		

一時保育

※利用には事前予約が必要です。

実施園 みなみ一時保育室・しらこ一時保育室
市が実施する一時保育の利用料金（月曜～土曜日まで）

延長利用時間	通常利用時間	延長利用時間
7:30～8:30まで	8:30～16:30まで	16:30～18:30まで (土曜日は18:00まで)
200円（30分毎）	2,200円 1,200円（4時間以内）	200円（30分毎）

※上記の他に民間保育園においても、自主事業として一時保育を行っています。

【問 28 関係】各事業の説明

1. プレパママ教室（両親学級）・新米ママ学級・赤ちゃん学級

プレパママ教室：第1子出産予定の妊婦及びその夫を対象に、妊娠、出産、育児に関する知識の普及と仲間づくり・両親での育児啓発を行います。

新米ママ学級：生後2ヶ月頃の第1子の保護者優先の初めての子育て講座

赤ちゃん学級：生後5～10ヶ月の赤ちゃんの保護者を対象。赤ちゃんの病気と予防、食育・保育・育児を学ぶための講座です。

2. 子どもの発育・発達相談・乳児相談

発達専門医や臨床心理士が相談を行い、より専門的な支援が必要な場合、必要な相談先へ連絡調整します。

3. 保育園や幼稚園のあそぼう会等（園庭開放・相談等）

幼稚園や保育園を利用していない乳幼児や保護者に園庭を開放し、遊び場を提供したり、子育ての相談にも応じます。

4. 児童センター・児童館

18歳未満なら誰でも利用し遊んだり、学んだりできる子どものための施設。市内には、児童センター1館、児童館3館があります。

5. 子育て世代包括支援センター（子育ての総合相談窓口）

母子手帳の交付を行い、妊娠中から子育て世代までの相談に応じます。助産師や看護師等の資格を持つ「母子保健ケアマネージャー」や社会福祉士、保育士等の資格を持つ「子育て支援ケアマネージャー」がいます。親子や親同士がふれあい交流することのできるイベントも開催しています。

6. 学童クラブ（学童保育）

保護者が就労等で昼間家庭にいない場合などに、指導の下、子どもの生活の場を提供します。

対象者 小学校1年生～6年生

保育時間 ①登校日 小学校の放課後～18:00

②休校日（土曜日、振替日、春夏冬休み） 8:00～18:00

※日曜日、祝日、年末年始はお休み

学童クラブ保育料

(単位 円)

区分		保育料 (月額)
第1階層	生活保護法受給世帯 前年度分の市町村民税非課税世帯	0
第2階層	前年分の所得税非課税世帯で、前年度分の市町村民税所得割額が5,000円未満である世帯 または、所得割額がなく、均等割額のみ在世帯	1,920 (1,530)
第3階層	前年分の所得税非課税世帯で、前年度に課税された市町村民税所得割額が5,000円以上の世帯	3,840 (3,070)
第4階層	前年分の所得税課税額が、90,000円未満の世帯	5,760 (4,600)
第5階層	前年分の所得税課税額が、90,000円以上、150,000円未満の世帯	7,680 (6,140)
第6階層	前年分の所得税課税額が、150,000円以上の世帯	9,700 (7,760)

※ () 内の金額は多子軽減 (2人目以降) の金額です。同一世帯で2人以上の児童が入所した場合、補食 (おやつ) 代、延長利用料、夏休み等の短期入所を除き、2人目以降の保育料を20%減額します。

※延長保育 18:00~19:00 月額1,300円 (生活保護世帯を除く)、日額300円 (5日以上利用した場合は上限月額1,300円)

※補食 (おやつ) 代 全階層月額 2,000円

7. 病児・病後児の保育

- ① 諏訪ひかり保育園内、病児・病後児保育室「やわら」にて実施。
利用料は一律4,000円。(開設時間は8:30~17:00)
- ② キッズ吹上保育園にて実施。
利用料は半日単位2,000円の利用料がかかります。

8. ショートステイ

退院後~生後4か月の乳児及びその保護者に対する心身のケア、助産師等による育児に関する指導等を行います。

9. テイクケア

妊娠~生後12か月の乳児及びその保護者に対する心身のケア、助産師等による育児及び母体の管理に関する指導、乳児の保護者同士の交流の場の提供等を行います。

10. 養育支援訪問 (看護型)

11. 養育支援訪問 (ヘルパー型)

妊娠~18歳の乳児及びその保護者の居宅を訪問し、育児に対する不安の解消を図るため、育児に関する指導等または育児、家事等の援助を行います。

12. 栄養マネジメント

管理栄養士が妊娠~生後12か月の乳児及びその保護者に対する栄養指導計画の作成、栄養指導及び調理支援を行います。

13. 家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート事業）

妊娠～6歳児未満のお子さんがいる家庭を対象に研修を受けた地域の子育て経験者が、「傾聴」（親の気持ち受け止めて話を聞くこと）「協働」（親と一緒に家事や育児、外出をすること）を行う家庭訪問型の子育て支援です。

14. パパ・ママ応援ショップ優待カード

埼玉県が実施する事業。18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子、又は妊婦のいる世帯の方が協賛店に優待カードを提示することで、割引等の優待を受けられます。

15. 救急電話相談（＃7119）

急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

16. 一時預保育

就労、通院、リフレッシュなどの理由で一時的に保育ができないときに、日中、お子さんをお預かりします。

17. 夜間保育

夜勤、入院等で夜間に保育ができないときに、お子さんをお預かりをします。

18. 休日保育

保護者の就労で、日曜、祝日に保育できないときに、お子さんをお預かりします。

19. ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人と育児の援助を提供できる人が事前に活動内容を話し合い、援助活動を行う、有償のボランティア活動です。

19. 緊急サポート事業

市が業務を委託している緊急サポートセンター埼玉の紹介により、病気又は病気の回復期にある児童及び宿泊を伴う児童の保育等の援助を希望する利用会員と援助をしようとするサポート会員の間で行う、お子さんの預かり事業です。

利用会員がサポート会員に支払う謝礼

8時～20時	20時～8時	宿泊（18時～翌朝9時）
1,000円/時間	1,200円/時間	10,000円/1泊

20. 多子世帯応援クーポン（3キュー子育てチケット）

埼玉県が実施する事業。平成29年4月1日以降に出生した子どもを含めて3人以上の子どもがいる多子世帯を応援するため、様々な子育てサービスが利用できるチケットを配布します。

※第1子、第2子とも18歳未満で養育している場合に限りです。